

耐震診断補助



令和6（2024）年度
柏崎市からのお知らせ

1万円で 耐震診断 しませんか？

対象

旧耐震基準の木造住宅

（2階建て以下であること）

旧耐震：昭和56年5月31日以前の基準

耐震診断とは？

耐震診断は住宅の健康診断です。
壁の強さや配置、接合部の状況、老朽化の度合いから住宅の耐震性を点数で評価します。

本当に1万円で診断できるの？

耐震診断の費用は7～10万円です。
ただし、住宅の床面積が大きい場合は別途料金がかかることがあります。
一旦は全額を診断士にお支払いいただくこととなりますが、その後市から差額分を補助いたします。
そのため、**実質1万円**で診断することができます。



補助要件

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ② 個人所有の一戸建て住宅
(店舗・事務所など住宅以外の用途を兼ねる住宅の場合は、延床面積の半分以上が住宅の用に供されていること)
- ③ 地上2階建て以下
- ④ 現に居住している
- ⑤ 特別認定工法以外の住宅
- ⑥ 申請者が住宅の所有者で、市税に未納がないこと
- ⑦ 市に登録した耐震診断士が耐震診断を行うこと



筋交い



市ホームページ

申請については次ページへ

ステップ1 補助要件を確認して申し込みをしてください

▶申し込み方法

市のホームページにある「申込書」に記載の上、市役所へ提出してください。（FAX、郵送も可）
申し込みの後、耐震診断士を決めて打合せを行い申請書を提出していただく流れになります。

重要：耐震診断士は市に登録した者である必要があります。

耐震診断士はご自身で診断士リスト（窓口配布・市ホームページ掲載）から選ぶことができます。
また、建築士会からの紹介もできます。その際は市から建築士会へ連絡いたします。

ステップ2 申請書類を提出してください（11月29日締切）



診断士と打合わせをし、下記の書類を準備してください。
ご本人または診断士が建築住宅課窓口へ提出してください。

必要書類

- ① 申請書
- ② 契約書または見積書の写し
- ③ 住宅の建築年が分かるもの
（固定資産税の課税明細書など）

ステップ3 いよいよ耐震診断！

申請書類を提出すると、審査後に市から「交付決定通知書」が送付されます。

届いたら診断士に連絡し、診断を行ってください。

診断士は、床下や天井を覗いて筋交いや金物の有無、基礎のひび割れなどを確認したり、住宅の耐震性・劣化状況を診断します。



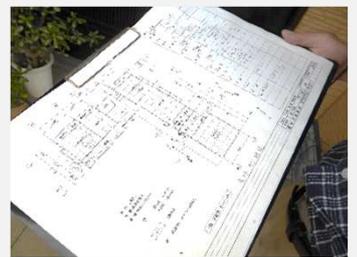
天井裏をチェック



床下をチェック



基礎のひびをチェック



図面と照らし合わせ

ステップ4 診断士から診断結果を聞いてください

診断士が診断ソフトでの計算結果を説明してくれます。

建物の構造のバランスや、どこが地震に特に弱いかなど
点数だけでは分からない部分についても説明があります。

また、耐震補強するための改修案も提案してくれます。



診断書と改修案

ステップ5 診断後は実績報告書を提出してください

耐震診断費用を一旦、診断士に全額お支払いいただきます。

その後、「実績報告書」と必要書類を提出してください（令和7年2月28日締切）。

提出してからおおよそ1か月後に補助金が口座に振り込まれます。

申請・問い合わせ先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
市役所4階
柏崎市建築住宅課 指導係

TEL：0257-21-2291（直通）
FAX：0257-23-5116（直通）
Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp